

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 837単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
805単位

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
758単位

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
738単位

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
726単位

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
703単位

(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
673単位

(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 590単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 746単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

でにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

(新設)

- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 717単位
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 676単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 660単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 637単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 624単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 600単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 700単位
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 674単位
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 636単位
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 620単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 600単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 586単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 563単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 494単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 688単位
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 662単位

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
625単位

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
609単位

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
589単位

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
575単位

(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
553単位

(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 485単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 666単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
640単位

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
605単位

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
590単位

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
570単位

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
557単位

(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
535単位

(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 468単位

ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 748単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
716単位

イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 702単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
672単位

- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
669単位
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
649単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
637単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
614単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
584単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
537単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 666単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
637単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
596単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
580単位
 - (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
557単位
 - (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
544単位
 - (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
520単位
 - (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
478単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 625単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
599単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
657単位
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
643単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
631単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
611単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
590単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
566単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 625単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
598単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
584単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
572単位
 - (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
551単位
 - (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
541単位
 - (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
525単位
 - (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
504単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 586単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
562単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

	<u>561単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>545単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>525単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>511単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>488単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>449単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>614単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	
	<u>588単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	
	<u>551単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>535単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>515単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>501単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>479単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>440単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>594単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	
	<u>568単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	
	<u>533単位</u>

	<u>549単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>537単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>518単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>508単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>493単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>473単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>576単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	
	<u>552単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	
	<u>539単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>527単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>508単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>498単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>484単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>464単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>557単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	
	<u>533単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	
	<u>521単位</u>

- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
518単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
498単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
485単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
463単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
425単位

△ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)

- (1) 利用定員が20人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 682単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
653単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
611単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
594単位
 - (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
572単位
 - (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
557単位
 - (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
532単位
 - (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 490単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 609単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
584単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
547単位

- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
510単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
491単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
482単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
468単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 448単位

□ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

- (1) 利用定員が20人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 640単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
613単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
599単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
586単位
 - (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
565単位
 - (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
554単位
 - (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
538単位
 - (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 516単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 571単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
547単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
534単位

- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
532単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
511単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
497単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
475単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
438単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合
564単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
541単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
508単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
493単位
 - (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
474単位
 - (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
461単位
 - (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
441単位
 - (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
405単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合
554単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
530単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
498単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
523単位
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
504単位
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
494単位
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
480単位
- (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
461単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合
529単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
507単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
495単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
485単位
 - (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
467単位
 - (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
458単位
 - (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合
445単位
 - (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合
427単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
 - (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合
519単位
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
497単位
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
485単位
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

	<u>483単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>465単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>452単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>432単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>397単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>535単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	
	<u>512単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	
	<u>480単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>467単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>449単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>437単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>417単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>384単位</u>
三 <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下	<u>584単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>519単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>488単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>479単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>462単位</u>
ホ <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下	<u>530単位</u>

	<u>475単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>458単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>449単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>436単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>418単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>501単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	
	<u>480単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	
	<u>468単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>459単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>442単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	
	<u>434単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	
	<u>421単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>404単位</u>
(新設)	
ハ <u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下	<u>556単位</u>

- (2) 利用定員が21人以上40人以下 471単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 443単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 434単位
- (5) 利用定員が81人以上 419単位

へ 就労継続支援B型サービス費Ⅶ

- (1) 利用定員が20人以下 484単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 430単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 398単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 390単位
- (5) 利用定員が81人以上 376単位

ト 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とロの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注1に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を受けるものを除く。））に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項

- (2) 利用定員が21人以上40人以下 494単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 463単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 454単位
- (5) 利用定員が81人以上 438単位

ニ 就労継続支援B型サービス費Ⅷ

- (1) 利用定員が20人以下 506単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 451単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 417単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 408単位
- (5) 利用定員が81人以上 394単位

ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事

に定める工賃をいう。以下同じ。)の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。)に応じ、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数(地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあつては、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

算式

(略)

注1 イから上までについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この注2から注7までにおいて「特定指定就労継続支援B型

業所の場合にあつては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)とのいずれか少ない単位数

算式

(略)

注1 イからホまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型(以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。)若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

(新設)

事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2から注5までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(新設)

型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

7 ヘについては、注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

8 トについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

9 イ、ロ及びハの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

6の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労

継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

10 イからトまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

11 ニからヘまでについては、前3月における指定就労継続支援B型事業所等の利用者のうち、当該指定就労継続支援B型事業所等の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した日数で除して得た時間をいう。）が4時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基

継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

7 イからホまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基

準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する

16 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法

準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして

で、当該指定就労継続支援B型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。

）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)又はロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援B型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のハの就労継続支援B型サービス費(III)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又はホの就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のへの就労継続支援B型サービス費(Ⅶ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型等を受けたものを除く。）が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の

じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のニの就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終

申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

8 (略)

了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

8の2 ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅳ、ホの就労継続支援B型サービス費Ⅴ又はヘの就労継続支援B型サービス費Ⅵを算定していること。

(2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。

(3) (略)

9・10 (略)

11 地域協働加算

30単位

注 1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅳ、ホの就労継続支援B型サービス費Ⅴ又はヘの就労継続支援B型サービス費Ⅵを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組

8の2 ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下この注において「ピアサポート研修」という。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅲ又は1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅳを算定していること。

(2) ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。）配置していること。

(3) (略)

9・10 (略)

11 地域協働加算

30単位

注 1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅲ又は1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅳを算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等（

により指定就労継続支援B型等（当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 (略)

13 目標工賃達成指導員配置加算

イ 利用定員が20人以下	45単位
ロ 利用定員が21人以上40人以下	40単位
ハ 利用定員が41人以上60人以下	38単位
ニ 利用定員が61人以上80人以下	37単位
ホ 利用定員が81人以上	36単位

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の2 目標工賃達成加算 10単位

注 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、当該工賃目標は前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々年度の指定就労継続支援B型事業

当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 (略)

13 目標工賃達成指導員配置加算

イ 利用定員が20人以下	89単位
ロ 利用定員が21人以上40人以下	80単位
ハ 利用定員が41人以上60人以下	75単位
ニ 利用定員が61人以上80人以下	74単位
ホ 利用定員が81人以上	72単位

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上でなければならない。

14 送迎加算

イ・ロ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ （略）

注1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) （略）

14 送迎加算

イ・ロ （略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 （略）

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ （略）

注1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) （略）

2～4 (略)

16 (略)

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

16の3 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

16の4 集中的支援加算 1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

2～4 (略)

16 (略)

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の64に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単

又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の64に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の47に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単

位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の4までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費(1月につき)

(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	3,512単位
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	3,348単位
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,768単位
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,234単位
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,690単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,433単位
(7) 就労定着率が3割未満の場合	1,074単位

位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費(1月につき)

イ 利用者数が20人以下

(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	3,449単位
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	3,285単位
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,710単位
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,176単位
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,642単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,395単位
(7) 就労定着率が3割未満の場合	1,046単位

ロ 利用者数が21人以上40人以下

(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	2,759単位
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	2,628単位
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,168単位
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,741単位
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,314単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,117単位